

ID: 248

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。 【基準】 根拠条文に同じ。 ・規約変更許可申請書に規約変更の内容及び理由を明記した書類が添付されていること。 ・規約の変更が総会によって議決され、総会員の4分の3以上の議決を得ていることを証する書類が添付されていること。			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日